

情報通信システム整備促進費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 情報通信システム整備促進費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、国が市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体(以下「地方公共団体」という。ただし、第3条第2項、第19条及び第20条を除く。)に対し、地域のインターネット導入に資する情報通信システムを整備する場合又は地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用し、共同で利用する情報通信システムを整備する場合に要する経費の一部補助を行うことにより、地方公共団体の各種行政分野において地域特性に富み、かつ、住民にとって利便性の高いシステムの構築を促進することを目的とする。

(交付の対象、標準事業規模、補助率及び下限額等)

第 3 条 総務大臣(以下「大臣」という。)は、地方公共団体が電気通信格差是正事業費補助金、情報通信格差是正事業費補助金又は地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金を活用して地域のインターネット導入を図り、これに資する情報通信システムを整備する場合又はASP・アウトソーシング方式(地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して、共同で情報通信システムを利用する方式をいう。以下同じ。)により運用する情報通信システムを整備する場合、その内容が適当であると認められるときは、当該事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助

金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 本事業を行う市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体とする。

(1) 沖縄県内の市町村

(2) 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち名瀬市及び大島郡の区域をいう。）、半島(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。)及び山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。)に該当する市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)

(3) 当該事業実施年度の前々年度末における住民基本台帳から算出した当該市町村の全人口に占める65歳以上の人口比率が、国内全人口に占める65歳以上の人口比率を超える市町村

(4) 合併重点支援地域(平成13年3月19日付け総務事務次官通知により各都道府県が指定した地域をいう。以下同じ。)の全部又は一部の市町村から成る連携主体(単一の一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、前各号のいずれかの市町村を含む場合に限る。以下同じ。)

(5) 合併後の市町村(合併年度及びこれに続く1か年度に当該事業を実施する場合。ただし、合併前に第1号から第3号までのいずれかの市町村を含む場合に限る。以下同じ。)

(6) A S P・アウトソーシング方式により運用する情報通信システムを整備する複数の市町村にまたがる区域における当該区域の都道府県又は市町村の連携主体(一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する市町村を

含む場合に限る。以下同じ。)

- 3 補助事業の標準事業規模は、1事業当たり、1,500万円とする。ただし、交付の対象が合併重点支援地域の全部又は一部の市町村から成る連携主体、合併後の市町村又はASP・アウトソーシング方式により運用する情報通信システムを整備する複数の市町村にまたがる区域における当該区域の都道府県若しくは市町村の連携主体の場合においては、1事業当たりの標準事業規模は、次の式により算出して得た額とする。

このときnは、前項第1号から第3号までに該当する市町村の数とし、合併後の市町村の場合は、合併前に前項第1号から第3号までに該当する市町村の数とする。

$$\text{標準事業規模(万円)} = 1,500 \times 0.5 \times (n + 1)$$

- 4 補助対象経費、補助率及び補助金の下限額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 地方公共団体(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類を添え、大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和60年法律第108号及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に、補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項による交付決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたも

のについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 大臣は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた地方公共団体(以下第18条までにおいて「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に様式第2による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第3による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(ロ) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ハ) 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

2 補助事業の全部、若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第4による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、第1項及び第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難、若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌会計年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容をいう。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第13条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 大臣は、第7条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合、若しくは次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令、若しくは本要綱に基づく大臣の処分、若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算

した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経費等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に様式

第 11 による取得財産等明細表を添付しなければならない。

- 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

- 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金調書)

第 19 条 市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体を代表する地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第 12 による調書を作成しておかなければならない。

(書類の提出)

第 20 条 この要綱に定める申請書及びその他の書類は、正本 1 通に副本 1 通を添えて、それぞれ、当該市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体を代表する地方公共団体の所在地を管轄区域とする総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、大臣が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月27日から施行する。ただし、第1条、第3条第1項及び第20条並びに様式第1から様式第9及び様式第12の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の要綱によりした処分、手続きその他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとみなす。
- 3 平成12年度から平成16年度までの各年度に限り、旧過疎地（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第29条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）のうち過疎地以外のものについては過疎地とみなし、本要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の要綱によりした処分、手続きその他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。